

(都道府県)

[候補者及び候補団体選考上の留意事項]

## 1 共通事項

- (1) 原則として、都道府県レベルの表彰（知事、都道府県教育委員会教育長、都道府県体育・スポーツ協会会長、都道府県スポーツ少年団本部長、都道府県レクリエーション協会会長、都道府県障害者スポーツ協会会長等）を受けたものを推薦すること。  
なお、前記の表彰制度がない場合、候補選考経過報告書にその旨を記載するとともに、候補者又は候補団体として推薦に至った経緯等についての詳細を記述すること。  
また、地域スポーツの振興に功績のあった者及び団体を表彰する制度がない都道府県にあつては、早急に表彰制度を設けられたい。
- (2) 本表彰の候補者（候補団体）として推薦する場合、「生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰（体育功労者及び社会体育優良団体表彰を含む）」はもとより、「スポーツ推進委員功労者表彰（体育指導委員功労者表彰を含む）」あるいは「叙勲」、「褒章」等、国の表彰において、主として生涯スポーツに関する功績により表彰を受けていないかどうか十分調査し、重複することのないよう留意すること。
- (3) 本表彰におけるスポーツの振興には障害者スポーツの振興も含まれていることから、福祉関係部署及び関連団体と連携の上、幅広い選考に留意すること。
- (4) 締切日（必着）以降は、いかなる理由があつても推薦を受け付けないので、選考委員会等を計画的に実施すること。

## 2 「生涯スポーツ功労者」について

- (1) 競技成績や学校部活動実績、都道府県の競技団体の役職歴のみを選考の対象とすることなく、地域におけるスポーツの振興に顕著な成果をあげた者を幅広く選考すること。
- (2) 若手指導者で功績の著しい者や女性指導者を選考することに意を用い、候補者のうち少なくとも1人は若手指導者（表彰日時点で40歳以上60歳未満）や女性指導者を推薦するよう配慮すること。

この場合にあつては、上記1（1）による都道府県レベルの表彰を受けた者であることを要しない。

ただし、各都道府県教育委員会等の選考において、上記に該当する若手指導者や女性指導者を候補者として推薦しない場合の推薦者数は、「実施要項」3（1）別表に示す数から1を減じた数を限度とすること。

- (3) 実施要項4(1)②に該当する者として推薦する場合は、事前にスポーツ庁と協議すること。この場合にあつては、上記1(1)による都道府県レベルの表彰を受けた者であることを要しない。

### 3 「生涯スポーツ優良団体」について

- (1) 「スポーツクラブ」と「スポーツクラブ以外の団体」の区分は、基本的に下記のとおりとする。
- なお、必ずしも名称にとらわれることなく、組織（運営）体制や活動内容等について十分審査の上、推薦願いたい。
- ①「スポーツクラブ」とは、例えば〇〇クラブ、△△同好会などスポーツ愛好者が集い、集団として実際にスポーツ活動を継続して行っているもの（活動体）とする。
- ②「スポーツクラブ以外の団体」とは、例えば、〇〇協会、△△連盟、□□地区体育振興会などのように、複数のスポーツクラブやスポーツ指導者等を組織的に統括している団体（組織体）とする。
- (2) 推薦に当たっては、クラブ等の地域におけるスポーツ振興への貢献度を中心に審査し、競技成績を重視したものとならないよう留意すること。